

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月20日
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048)253-3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼経営執行役員コーポレート本部長 藤田 慈也
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048)253-3131(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼経営執行役員コーポレート本部長 藤田 慈也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2022年6月27日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしました。この度、同報告書の提出時において未定となっておりました事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- (2)発行数
- (3)発行価格
- (4)発行価額の総額
- (5)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- (6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
- (11)新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳
- (14)新株予約権の取得条項

## 3【訂正内容】

訂正箇所は \_\_\_\_\_ を付して表示しております。

### (2)発行数

(訂正前)

3,000個

上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

2,942個

### (3)発行価格

(訂正前)

新株予約権1個当たりの払込金額は、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げ)に新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額とする。

(訂正後)

各新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり73,700円とする。

### (4)発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

216,825,400円

### (5)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

当社普通株式 300,000株

(訂正後)

当社普通株式 294,200株

( 6 ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

( 訂正前 )

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

( 後略 )

( 訂正後 )

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,353円とする。

( 後略 )

( 11 ) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

( 訂正前 )

当社取締役	2名
当社執行役員	11名
当社従業員	360名
当社子会社取締役	2名
当社子会社従業員	153名

( 訂正後 )

当社取締役	2名
当社執行役員	10名
当社従業員	349名
当社グループ会社取締役	2名
当社グループ会社従業員	147名

(14) 新株予約権の取得条項

(訂正前)

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。新株予約権者が、上記（８）及び（８）に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

(後略)

(訂正後)

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。新株予約権者が、上記（８）及び（８）に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

(後略)

以 上